

令和5年度 第1回 門真市障がい者地域協議会

日時 令和5年7月24日（月）午後2時から午後4時まで
場所 門真市役所 別館3階 第3会議室

■会議次第

1. 開会

2. 議題

- ① 門真市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定に係る諮問について
- ② 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況 及び門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
- ③ 令和4年度相談支援事業実施状況について
- ④ 令和4年度障害者虐待防止法に係る対応状況について
- ⑤ 令和4年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について
- ⑥ 障害者優先調達推進法に係る令和4年度の実施状況及び令和5年度の予定について
- ⑦ その他

3. 閉会

■配布資料

〈事前配布〉

会議次第

資料1-1 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

資料1-2 門真市における障がいのある人の状況

資料1-3 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の取り組み状況等について

資料1-4 計画策定スケジュール（案）

資料2-1 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス 実施状況

資料2-2 障がい者相談支援事業所 あん 実施状況

資料2-3 門真市障がい者基幹相談支援センター えーる 実施状況

- 資料 3 - 1 令和 4 年度 門真市障がい者地域協議会、部会開催実績
- 資料 3 - 2 令和 4 年度 発達障がい者地域支援力向上事業の活用と報告
- 資料 4 - 1 令和 4 年度 門真市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績
- 資料 4 - 2 障がい者優先調達目標と実績（経年）
- 資料 4 - 3 令和 5 年度 門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

〈 当日配布 〉

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

門真市第 4 次障がい者計画冊子

門真市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画冊子

■出席者

委員：岡田委員（会長）、小原委員、谷掛委員、藤江委員、森田委員、本木委員、倉澤委員、高田委員、石橋委員、青木委員、東委員、東野委員、三木委員、白川委員、高田委員

事務局：保健福祉部 吉井部長、障がい福祉課 木本課長、竹村課長補佐、村下主任、池田主任、増山主査

■欠席者

委員：岩本委員（副会長）

■傍聴者：3名

■議 事

開会

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今より令和 5 年度第 1 回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれ

ましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日司会をさせていただきます、障がい福祉課主任の村下でございます。どうぞよろしく願いいたします。失礼しまして座って司会進行をさせていただきます。

まず初めに、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、お席につきましては、事務局で指定をさせていただいております。併せてご了承くださいますよう、お願いいたします。

それでは、本日の会議資料のご確認をさせていただきます。

郵送させていただいております会議次第、及び資料

本日配布しております資料は、

協議会委員名簿

座席表

令和4年度門真市障がい者地域協議会、部会開催実績 A3
サイズのもの

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

門真市第4次障がい者計画冊子

門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子

各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、各計画冊子が必要な場合は、事務局までお知らせいただくよう、お願いいたします。

それでは、本協議会の開会にあたりまして、本日、市長が他の公務のため、市長に代わりまして、下治副市長より一言ご挨拶を申し上げます。

（副市長）

こんにちは。ただいま、ご紹介いただきました下治でございます。梅雨も明けまして本当に暑い中、市役所にご足労いただきまして、ありがとうございます。

皆様におかれましては、平素より市政の各般、とりわけ障がい

福祉施策の推進に対しまして、温かいご理解ご協力を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

また、このたびは、本協議会の委員のご就任をご依頼申し上げたところ、皆様には快くお引き受けいただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本年5月8日より新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類に移行されましたが、大阪府内の最近の感染者数は増加傾向にあるとされており、引き続き、感染症対策へのご理解ご協力を賜りながら、コロナ前の日常を取り戻してまいりたいと考えております。

また近年、障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに理解し合い、支え合って生きるインクルーシブな社会の実現が求められています。

本市といたしましては、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に基づき、障がい者福祉の推進に向けた取り組みを、総合的・計画的に進めているところでありますが、「第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」の計画期間が今年度末で終期を迎えることから、障がい者等のニーズ把握を踏まえ、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう「門真市第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」の策定に取り組んでまいります。

今後におきましても、障害者基本法の理念にもとづき、障がいのある人も無い人も互いに尊重し合い、「市民一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし支え合う共生のまちづくり」を目指してまいりたいと考えております。本協議会にて、皆様の豊富な経験や幅広いご意見をいただけるものと、大きな期待を寄せております。

何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、委員の紹介にまいります。

本日は令和5年度第1回目の会議でございます。今年度、新たに委員の委嘱をさせていただきましたので、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。委員の皆様は所属機関のご説明など、一言ご挨拶をお願いいたします。

大阪公立大学大学院生活科学研究科 教授 岡田 進一様

(岡田委員)

岡田でございます。よろしく申し上げます。

(事務局)

守口保健所 所長 谷掛 千里様

(谷掛委員)

谷掛です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

門真市社会福祉協議会次長兼課長 藤江 冬人様

(藤江委員)

藤江冬人です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

門真市民生委員児童委員協議会副会長 森田 隆之様

(森田委員)

森田でございます。よろしく申し上げます。

(事務局)

門真市障がい福祉を考える会 事務局 本木 零様

(本木委員)

門真市障がい福祉を考える会 事務局代表の本木と申します。
よろしく申し上げます。

(事務局)

晋栄福祉会法人事務局事業企画室長兼こども発達支援センター
開設準備室長 倉澤 裕基様

(倉澤委員)

晋栄福祉会の倉澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

門真市障がい者相談支援事業所あん 施設長 高田雅章様

(高田委員)

主に精神障がいの相談を担当しております。高田と申しますよろしく申し上げます。

(事務局)

地域生活支援拠点ジェイ・エス法人本部 本部長 石橋 雅洋様

(石橋委員)

石橋です。よろしく申し上げます。

(事務局)

大阪府立守口支援学校 校長 青木 康子様

(青木委員)

青木でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

門真公共職業安定所 統括職業指導官 東 恵美様

(東委員)

ハローワーク門真の東と申します。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

門真市手をつなぐ育成会 理事長 東野 弓子様

(東野委員)

主に知的障がいの親の会です。法人NPOを取りまして、今、事業を運営したり、本人のための余暇支援であったり、それから親の相談であったりとか、共感であるとか、福祉情勢がいろいろ変わる中で、情報をいろいろ集めて、新たな情報を発信していくという活動をしています。どうぞよろしくお願ひいたします。東野です。

(事務局)

門真クラブ・合同スタッフ会議 代表 サニーデイ施設長 三木 美幸様

(三木委員)

主に精神障がい者の当事者とそれから精神障がいの方々を支援する関係機関で活動しているグループです。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

門真市医師会 理事 小原 時郎様

(小原委員)

門真市医師会 小原と申します。私自身は新橋町で精神科の小原クリニックを管理しております。よろしく申し上げます。

(事務局)

門真市立こども発達支援センター センター長 白川 陽子様

(白川委員)

白川です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

門真市保健福祉部 次長兼福祉事務所長 高田 育子様

(高田委員)

高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私自身は障がい者の方の支援については、平成14年から6年間、主に精神障がい者の方の社会福祉相談を担当していました。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

なお、門真市身体障害者福祉会 会長 岩本 みゆき様は、所用のため欠席でございます。

本日の出席委員は、16名中、15名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に事務局の紹介をいたします。

保健福祉部 部長の吉井でございます。

障がい福祉課 課長の木本でございます。

同じく課長補佐の竹村でございます。

改めまして、同じく主任の村下でございます。

同じく主任の池田でございます。

同じく主査の増山でございます。

よろしくお願いいたします。

今年度、新たに委員の委嘱を実施いたしましたので、本協議会の進行を行っていただく会長につきましては、新たに選出が必要となります。門真市附属機関に関する条例施行規則の第4条には、「会長及び副会長は委員の互選により定める。」と規定されておりますので、会長及び副会長が選出されるまでの間、事務局にて会議を進行させていただきたいと存じます。

(事務局)

会長及び副会長の選出につきまして、いかがいたしましょうか。

(C委員)

貴重なお時間ですので、私の方から僭越ですけれどもご提案さしてもらいたいと思います。

まず会長につきましては、大阪公立大学の教授として、障がい者施策についての豊富な経験・実績等を有されております、岡田委員を推薦させていただきたいと思います。

また、副会長には、本日、欠席されていますが、門真市身体障害者福祉会の会長を務められて、ご本人も聴覚障がいの当事者であるということで、当事者の目線からの障がい施策に精通されております、岩本委員を推薦してもらいたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

<拍手>

(事務局)

ありがとうございます。ただいまC委員より、会長には岡田委員、副会長には岩本委員にと推薦がございました。皆さん拍手がありました、どうでしょうか。

他にご意見をないようですので、会長は岡田委員に副会長は岩本委員にお願いすることについてよろしいでしょうか。

(G委員)

異議なし。

(事務局)

ただいま異議なしというご発言をいただきましたので、会長に岡田委員、副会長に岩本委員と決定し、お願いいたしたいと存じます。

岡田会長におかれましては、お席の移動をお願いいたします。

それでは、就任の挨拶といたしまして、岡田会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(会長)

ただいま、委員の皆様より会長を賜りました大阪公立大学の岡田でございます。本協議会は、障がい者の方々や障がいの方々の計画を立てていく非常に重要な協議会でございます。

ぜひ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、会長からのご挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、議題①、門真市第7期障がい福祉計画・門真市第3期障がい児福祉計画の策定に係る諮問に入らせていただきます。

本来であれば、市長から諮問書をお渡しすべきですが、本日は市長が他の公務のため市長に代わりまして、下治副市長から岡田会長へ諮問させていただきます。よろしくようお願いいたします。

(副市長)

それでは、諮問書を朗読させていただきます。

門真市障がい者地域協議会

会長 岡田 進一 様

門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するために必要な事項について、貴協議会の意見を求めます。

門真市長 宮本 一孝

よろしくようお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

なお、下治副市長、吉井保健福祉部長につきましては、公務がございましたので、ここで退席させていただきます。

それでは、ここからは門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、岡田会長に議長をお願いいたします。

(会長)

それでは、これ以降の進行につきましては、私が進めさせていただきます。

まず、「会議の公開・非公開について」を検討したいと思います。事務局説明をお願いします。

(事務局)

はい、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。本市では「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を審議会等の長が、会議に諮って決定することとなっております。本協議会につきましては、原則どおり「公開」を考えておりましたが、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えています。

具体的な公開方法等につきましては、会議の日程等を市HPなどでお伝えし、当日お越しの希望者に傍聴していただくというものです。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは、事務局から今、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見ご質問等ございますか。

<異議なし>

(会長)

異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴していただくこととさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら入室をお願いします。

それでは、早速でございますが、議題②門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料1-1「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について」をご覧ください。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法の

第88条、児童福祉法の第33条の20に基づき全国の各市町村が策定するものであり、本市では現在第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を推進中です。計画の最終年度が今年度のため、国は今年の5月に次の計画の策定に向けた基本指針を公表しており、本市もこの基本指針に基づき令和6年度から8年度までを計画期間とする第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定します。5月に公表された基本指針のポイントを1頁の下部にまとめています。国の審議会で検討された内容に基づき、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」等の14項目を示しています。

続いて、2頁をご覧ください。新たな基本指針に基づき次期計画に記載する事項を説明いたします。まず、障がい福祉計画について説明いたします。基本指針には、計画に定めなければいけない事項と、定めるよう努めなければならない事項について記載があり、「障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標」、「令和6年度から令和8年度までの各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」、「市町村の地域生活支援事業のごとの実施に関する事項」は定めなければいけない事項となっています。また、成果目標は7つ設定されており、そのうち5つめの「障がい児支援の提供体制の整備等」は障がい児福祉計画に記載します。成果目標③の「地域生活支援の充実」と成果目標④の「福祉施設から一般就労への移行等」、成果目標⑥の「相談支援体制の充実・強化等」には、それぞれ新しい目標が設定されており、資料には☆印で内容を記載しています。

続いて、障がい児福祉計画の記載事項と成果目標について、3頁をご覧ください。障がい児福祉計画において計画に定めなければいけない事項は、「障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標」、「令和6年度から令和8年度までの各年度」における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み、「市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」の3点です。成果目標は「障がい児支援の提供体制の整備等」となっており、政令市を除く市町村においては新たに設定される目標はなく、本市では従来と同様の目標を継続していきます。

続いて、4頁をご覧ください。現行計画策定以降の法制度等の整備状況を記載しています。令和3年の障害者差別解消法の改正、令和4年の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行の他、今年4月にはこども家庭庁の発足により障がい児支援が厚生労働省からこども家庭庁へ移管されるなどの

動向がありました。5頁から8頁にかけては、計画策定にあたっての大阪府の考え方を掲載しています。

続いて、9頁の資料1-2「門真市における障がいのある人の状況」をご覧ください。まず、身体障がい者手帳所持者数は横ばい状態で推移しており、令和5年4月1日現在で5,237人となっております。10頁の障がい種類別で見ると、肢体不自由が半数を超えて多く、次いで内部障がいが3割となっております。

12頁をご覧ください。療育手帳所持者数は増加を続け、令和5年4月1日現在で1,556人となっております。重度率は35.7%で療育手帳所持者数全体の増加が大きいいため、減少傾向となっております。

14頁をご覧ください。身体障がい者手帳の1・2級かつ療育手帳のAを所持している重症心身障がいのある人は、令和5年4月1日現在138人となっており、平成29年から令和4年にかけて140人台で推移していましたが、やや減少がみられます。年齢をみますと、18歳以上が増加傾向にあります。

15頁をご覧ください。精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で1,804人となっており、平成26年以降平均すると94人となっており、身体障がい者手帳、療育手帳の所持者数と比べて増加数が大きくなっております。

17頁の難病等の疾患のある人の状況をご覧ください。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病が順次拡大されており、保健所による医療費助成の対象者数も増加傾向にあります。令和5年4月1日現在の対象者は1,148人となっており、平成29年から40人増加しました。同様に、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス対象疾病も増加していますが、サービス利用開始後に障がい者手帳を取得する方がほとんどであり、難病等のみによる障がい福祉サービス利用者数は横ばいもしくは微増となることが予測されます。以上で資料1-2の説明を終わります。

続きまして、19頁の資料1-3「門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の取り組み状況等について」をご覧ください。19頁から25頁にかけて、「第6期障がい福祉計画における成果目標」について、達成状況を掲載しています。令和4年度は実績が判明しているものは記載をしていますが、現在整理中のものは空欄にしています。令和5年度も現在進行中のため実績は空欄にしています。

19頁の地域生活移行者数について、基準値となる令和元年度末時点の入所者数は70人おり、そこから令和5年度末の地域生活移

行者数を5人、削減見込数を1人にすることを目標としています。令和3年度・4年度の地域生活移行者数は2人ありましたが、新たに施設に入所された方がいたため削減数は0人となっています。

20頁の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、現時点で実績値は空欄にしています。「保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」、「保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数」は令和3年度・4年度ともに年1回開催できました。また、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数は令和3年度・4年度ともに目標値の15人を上回っています。

21頁の地域生活支援拠点等の整備の実績は、記載のとおりとなっています。

22頁と23頁は福祉施設から一般就労への移行の実績を掲載しています。6つの目標を設定しており、目標①について、令和5年度の一般就労移行者数を41人とすることを目指していますが、令和3年度時点で22人となっており、目標の約半分にとどまっています。目標の④は令和5年度の就労継続支援B型利用者数を3人とすることを目指していますが、令和3年度時点で4人となっており、目標値を上回っています。

24頁の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額については、令和5年度の工賃の平均額を10,609円とすることを目標としています。令和3年度で11,587円となっており、令和元年度から20.1%の増額となりました。

相談支援体制の充実・強化等は令和3年度時点で目標値を上回ったのは「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」のみとなっています。

24頁の障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築は、令和3年度は概ね計画通りとなっています。

続いて、25頁から28頁にかけて「第2期障がい児福祉計画における成果目標」について記載しています。

25頁の「児童発達支援センターの整備」、26頁の「保育所等訪問支援」の実績は記載の通りとなっており、目標達成に向けて取組ができていると考えています。

27頁の「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」については、新たに放課後等デイサービス事業所を1箇所設置することを目標にしていますが、現在新規開設には至っていません。

28頁の「保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場」については、昨年度「門真市立子ども発達支援センター」に医療的ケア児等コーディネーター（医療

関係)を1名配置しました。

また、第2期障がい児福祉計画における活動指標として「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援」について目標を設定しています。「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数」は令和3年度・4年度ともに目標値を上回っていますが、令和4年度は令和3年度に比べ受講者数が大きく減少しました。

29頁以降は門真市における障がい福祉サービスの給付実績を掲載しています。現行計画の計画期間は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、31頁の同行援護、32頁の行動援護、35頁の短期入所、51頁の移動支援事業、54頁の保育所等訪問支援等で利用の減少がみられました。38頁の就労継続支援A型は感染拡大の影響下でも利用者の増加がみられ、背景として新型コロナウイルス感染症の影響により雇用状況が悪化し、解雇または業務縮小により退職したが、その後の再就職が難しくなったため就労継続支援A型の利用を希望した方の増加があったと推察しています。

44頁の計画相談支援については精神障がいのある人や障がいのある児童で見込量を上回る実績もみられました。今後、福祉サービスの新規利用も多く見込まれるため、計画相談支援事業所が新たに開設されても依然として相談支援専門員が不足するものと考えられます。53頁の児童発達支援・医療型児童発達支援について、利用者数は令和2年度から4年度にかけて見込み量を上回っており、特に令和4年度は令和3年度より56人増加しています。令和4年度は利用日数も同様に増加しています。増加の背景として、新型コロナウイルスの感染対策の変化に伴い、サービス利用を控えていた方たちの利用ニーズが高まったものと考えられます。

55頁の障がい児相談支援については概ね見込み通りの実績値となっていますが、今後も新規利用者を含めたサービス等利用計画の作成を継続して推進していくため、利用者数の伸びを見込んでいます。未就学児はセルフプランとしていること、さらに令和6年度以降は「門真市立発達支援センター」において障がい児相談支援を開始するため、実績値が伸びることが想定されます。以上で資料1-3の説明を終わります。

続きまして、57頁の資料1-4「門真市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定スケジュール(案)」をご覧ください。

「現行計画の評価」にあたり、資料1-3として現行計画の進捗状況をお示ししました。また、今後策定していく計画の概要についても説明をいたしました。今後、本格的に計画策定に着手するとともに、市内の事業所及び団体を対象にした調査の実施を予

定しています。その後、8月には「目標設定と骨子案の検討」、9月以降は素案として内容の検討を進め、概ね計画の内容が固まった段階で1月にパブリックコメントの実施を予定しています。その間に、計画作成委員会と地域協議会を10月と12月にそれぞれ開催する予定です。2月にパブリックコメントの意見を踏まえた最終計画案を作成し、計画作成委員会と地域協議会で審議を行っていただきます。また、2月の地域協議会では計画案の答申をいただく予定となっています。3月には大阪府との法定協議を経て計画案の確定、印刷製本の運びとなります。

(会長)

ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。挙手をお願いしたいと思います。ご発言の際には、何ページのものか教えていただきまして、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(E委員)

3点ほど確認させていただきたいです。

前回、第6期障がい福祉計画の時に、現在ある事業所数を考慮して作成することをお願いしましたが、今回は考慮されているのでしょうか？というのは、前回、提案させていただいたときは、51ページの移動支援で例を挙げると、うちの事業所に限らず、他の事業所でも、利用者さんがガイドを利用したいけれど、なかなかガイド事業者数が少なくて利用できないという話をよく聞くんです。

しかし、前回第6期の見込み数を見ると、令和4年度でいうと見込み数が302人、実績数が227人とありますが、これは実際は利用しなくなっていて人数が減っているわけではなく、純粹に事業所数が少なくて減っていると思うんです。今回7期を作るに当たり、それを考慮して計画を策定されるのかを確認したく思っています。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。令和4年度の実績値については、今お話しにあったように227人になっていますが、確かにガイドヘルパーを利用したいけれど、なかなか受け手がないということで、そのお話はいくつかいただいております。それと併せて、コロナの影響もありまして、コロナ前までの利用者数までに戻って

いるかの問題もありますので、そのあたりも含めて今後の見込み量については立てていきたいと思っております。また、事業所さまにもアンケートを取らせていただくのですが、その中で、「受けられなかったこともありますか」という項目も入れさせていただいていますので、そこでもヘルパーの事業所さまからも入れていただければと思っています。

(E 委員)

ありがとうございます。

同じように、第7期に向けてなんですけど、共同生活援助です。42ページですね。大きくいうと、男女一緒に表示されているのを、男女分けたほうがいいのかと思います。これも、話を周囲からよく聞くんですけど、男性の共同生活援助は多いんですけど、女性の受け手が少ないと伺っています。男女の数が明確になっていたほうが、計画としても、明朗なのかと思います、どうしてもグループホームという生活の場なので、男子と女子という分け方をされと思うんですね。

(会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。確かにおっしゃっていただいたように、そのあたりはどのように計画に盛り込んでいくのかは検討させていただけたらと思います。参考にさせていただきたいと思います。

(E 委員)

最後に一つだけ、就労継続支援A型B型についてです。うちがしているのは障セ・ウィタンで、就労継続支援B型なんですけど。39ページですね。ワムネットで検索したら、門真市は25件あるんですね。門真市の令和4年度の見込みが331名、実績437名なんです。25件あったら、純粹に考えたら、人員基準が1事業所20名なので、×20をすると、500人。500人のユーザーを受け入れる皿があるんですけど、見込み数が331人しかない状態なんです。新しい事業所が建てられることは全然悪いことではなく、利用者さんが選べる状況だと思うのですが、これは増えすぎかなというのもあるんですね。こういうのは計画を立てるに当たり、実際に結果を見られると思うんですけど、これに関しては、どういうお考えでこれから進めていかれるんでしょうか？

(会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。確かに、見込み量との乖離が大きな数字になっていますので、今後の見込み量は、その辺りも事業所数を見ながらこれから考えていくことになると思われま

(E委員)

ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。では、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ないようでしたら、本日の貴重なご意見を踏まえて、スケジュールに基づき計画策定を進めてもらいたいと思います。

(会長)

それでは、議題③、令和4年度相談支援事業実施状況についておよび議題④令和4年度障害者虐待防止法に係る対応状況についてにまいります。市が相談業務を委託しております、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所 あん、門真市障がい者基幹相談支援センター えーるよりそれぞれ報告をお願いいたします。

(ジェイ・エス)

私より令和4年度の門真市障がい者相談支援センタージェイエスの活動報告をさせていただきます。

資料59頁をご覧ください。なお、詳細についてはお手元にございます資料2-1の報告書に記載いたしておりますので、本協議会では全体の総括として活動報告させていただきたいと思

まず、相談実人数や相談内容の項目においては例年と大きく変化はありません。

「福祉サービスの相談」「医療に関する相談」「不安の傾聴」「人間関係の相談」「生活技術の相談」など毎年相談内容は多岐に渡っております。中でも障がい基礎年金の相談については毎年一定数あり、令和4年度は6件の相談がありました。情報提供や社会保険労務士へ繋ぐなどの対応をしております。

特徴的なのが相談方法についてであります、従来は訪問や電

話、来所、同行といった形での関わりが多かったのですがメール相談も多くなってきました。携帯電話のショートメールをご利用される方もいます。メールの手軽さがコミュニケーションツールとして定着している印象を受けております。

委託相談として増加傾向にある対応につきまして、日中活動の場の情報提供や事業所見学の同席などを実施し、面談を重ねながら障がい福祉サービス利用に繋ぎ、同時にサービス等利用計画の相談員にも繋いでいくケースが複数件ありました。このような相談は本年度に入ってから複数入っております。

福祉サービスの利用に至るまでの導入時は支援機関不在の状態であり、まさに委託相談が担い手として活動が必要な部分かと思っております。また計画相談に繋いだ後も障がいサービス以外の相談事が浮上した際に、互いに連携が取りやすいと感じております。計画相談にバトンを繋いでいく一つの流れが作られてきたことに加え、相談機能の住みわけにも繋がっており、今後も福祉サービス利用の導入時の支援については力を入れていきたいと思っております。

委託相談と計画相談の両方の活動の中で感じていることにつきまして、相談支援として活動する中で課題として感じているのは、強度行動障がい者の方への支援です。

最近では就労継続支援B型事業所やグループホームなどの新規事業所開設が多くなっており、社会資源の充実は喜ばしいことですが、その一方で強度行動障がい者の受け入れが可能な事業所が少ない現状です。強度行動障がい者への支援について、地域全体として支援力を底上げしていく必要性を感じております。また、グループホームについては、定着しての生活が難しい方も一定数おられ、ご本人の特性と事業所体制のマッチングについては慎重に進めていく必要性も感じております。

続いて会議関係につきまして、地域協議会の各部会の中で差別解消専門部会による障がい者理解啓発アンケートの実施が印象的でした。障がい者の方が身近にご利用されている地域店舗の方へ、障がい者理解啓発のアンケートを実施するといった内容で、地域店舗スタッフの方と直接対話ができる機会はとても有意義なものでした。交流の場があれば啓発に繋がっていくのだと実感することができました。

当事業所のピアカウンセラーにおいても、社会福祉協議会様のご依頼のもと、地域の小学校の福祉教育として、ピアカウンセラーを講師として派遣しました。門真市内の小学校2校、中学校1校の延べ人数約305名の生徒へ講義を実施しております。これからも福祉分野を問わず、多方面の分野へ理解啓発活動を実施していきたいと思っております。

当センターは今後も周知活動に力を入れていくと同時に、相談

における傾聴の力や適切な支援機関へ繋いでいくためのアセスメントする力、社会資源の把握、など職員としての研鑽を続けながら、尽力し今後も活動していきたいと思っています。

(あん)

私から当事業所の事業報告をいたします。

資料は、63頁、資料2-2となります。ご覧ください。

支援の数的な状況はお配りしてある通りです。

次に地域移行・地域定着支援についてです。令和4年度個別給付にむすびつくケースはありませんでした。コロナ禍で中断していた地域移行ワーキングを再開するように働きかけ、門真市、守口市、守口保健所、大阪府地域精神医療体制整備広域コーディネーター等のメンバーで再開されました。地域移行支援の対象者の検討や長期入院患者へのアプローチ、及び病院との連携の課題等を検討しました。今後は支援の対象となりうる入院患者に支援が届くような地域のシステム構築をすることが必要になると思います。

またコロナ禍によって院内茶話会等病院に直接地域で暮らす当事者やその支援者が出向く機会の減少等も個別給付につながる要因の一つであるように感じています。

続いて委託相談についてです。年々一人の相談者の一件の相談から幅広い分野での支援、助言が必要となり連携する機関も増えています。

相談内容は数で示している通り、福祉サービスに関する支援が一番多くはなっていますが、福祉サービスの説明を入りに相談を受ける中で家族の問題や世帯の収入の問題、中には医療との調整が必要等福祉サービスの利用のみでは解決に至らない分野を超えた様々な課題が出てくることが多いです。その中から優先順位をつけ一つ一つ課題を解決していく必要性がありますが、上記のような相談を受けるために支援者側の必要とされる支援技術も年々多岐にわたっています。特に収入に関する相談については20歳以降の発症で年金の未納付期間がある等取得条件を満たさないため申請そのものが難しい場合や、世帯で生活するには難しいものの保護基準よりは高くなる同居家族の収入がある場合、自宅が持ち家等の問題で安易に保護申請できないケース等の相談を受けることが増えています。年金に関しては審査基準も厳しくなっており、社労士に依頼する方法が確実に年金取得するために必要になりつつあると感じています。しかし現状で金銭に困っている利用者に社労士へ依頼するだけの報酬を支払うことが困難な場合も多く、また成功報酬方式であっても年金取得自体ができなかった

場合等リスクもあります。物価高騰等も合わせて生活に困窮しているケースが増えつつあることを実感しています。

各部会の参加については先ほど資料で示した通りです。中でもたすきをつなごう会は令和3年度のサブ協議会にて立ち上げた高齢精神障がい者のワーキングから発足し、会議回数を重ねる中で高齢の関係機関と精神専門部会の連携を継続的に図るため定期的を開催していくこととなりました。

続いて計画相談についてです。事業所としてこれまでは他市への転居ケースに関しても近隣市であって本人は望んでいない状況でのセルフプランを推奨され相談員がつかない場合に限り、本人の不安感を考慮し継続して引き受けてきました。しかし自治体による手続き方法の違いや住所地の相談支援事業所のほうがよりスムーズに本人と関わることができるメリットがあることを考慮し、利用者・関係機関納得の上で徐々に住所地の相談支援事業所へと引継ぎを行っていきました。今後も転居直後は環境の変化を踏まえ本人の不安感を考慮して近隣市に限り継続して計画作成を行う予定ですが、これまでのように年単位で持ち続けることはせず本人の気持ちや関係機関との関係性を考慮しながら期間を事前に設定して計画作成していく予定です。

全体の総括に移ります。当事業所の計画相談のケース数に関しては昨年より減少傾向にあります。これは他市への転居もありますが、利用者が高齢になり介護保険への引継ぎを行っていった結果です。特に介護保険への移行に関しては件数が年々増え始めているうえ、精神症状自体が落ち着いていない場合でも場合によっては精神疾患の方と関わったことのない介護保険への関係者へと完全に引継ぎとなります。そのため概ね3か月前の介護保険申請開始時期から介護保険事業所への引継ぎをし始めますが、ケースによっては半年以上前よりケア会議を行う等より丁寧につないでいくことが必要不可欠になっています。

門真市全体の新規利用者に関しては増加の一途をたどっている経過があるものの、当事業所としては新たに利用者を引き受けるにはマンパワー不足の問題があります。これは相談支援専門員の資格取得の要件が5年以上の実務経験を要することにも起因はしていますが、それ以上に新規利用者1件引き受けただけでは実務経験が5年以上ある職員を配置できない報酬体系にもあります。

また依然として医療との連携が必要不可欠なケースや、生活の場と日中の場のつなぎ役として相談支援専門員に求められる役割は非常に多いのが現状です。さらに福祉サービスにつながらなかった場合は委託相談へと切り替え長年支援に当たっていくことが求められています。

特に門真市では世帯全体で多数の問題を抱えている場合も多く、課題解決のためには要する時間や知識、経験、ネットワーク構築が必要です。限られた資源の中で求められているものは年々増え続けているので、業務の効率化や必要資源の集中にどう対処していくのかが継続的な支援につながっていくと考えます。以上です。ありがとうございました。

(えーる)

私から門真市障がい者基幹相談支援事業の報告をさせていただきます。67頁の資料2-3をご覧ください。門真市障がい者基幹相談支援センターは、門真市桑才新町に事務所があります。生活介護の事業所であるジェイ・エスステージの裏にある地域生活支援拠点ジェイ・エスと同一の建物内に事務所があります。

職員は正規職員1名、フルタイムの非常勤職員の2名体制となっております。職員2名の資格について、1名が主任相談支援専門員と社会福祉士の資格を有しています。もう一名が相談支援専門員と保育士、介護福祉士の資格を有しています。

開所日は月～金曜日の9時～17時30分が基本となっております。障がい者虐待防止センターの業務を担っており、虐待の対応については24時間365日の対応となっております。

基幹相談における相談対応の傾向についてです。

令和4年度の当センターの個別支援の相談実施状況について、令和3年度と比較して相談実人数113名から107名であり変化は見られません。(3)支援方法別述べ件数は令和4年度が812件で令和3年度と比べ件数が138件減少しています。

支援方法別述べ件数の内、直接利用者へ支援を行っている「訪問」・「来所」・「同行」・「電話」・「メール」・「ケア会議」の合計数は令和3年度とほぼ同数です。支援機関との連携部分となる「関係機関」の項目が122件減少しており、この件数の減少が全体の減少138件とほぼ同数になっています。

(4)支援内容(重複あり)の相談傾向として、全体の件数は、1,040件と令和3年度と比較して120件減少しています。家族や知人とのトラブル、事業所とのトラブルなど相談が多く「権利擁護に関する支援の相談」の項目が3年連続で増加しています。全相談件数の約19%を占めており、項目別では令和3年度は3番目に多い項目でしたが令和4年度は2番目に多い項目となっています。

「家族関係・人間関係に関する相談」は令和3年度と比べて1

割程度の減少となっているものの全相談件数の約18%を占めており、項目別では3番目に多くなっています。

「福祉サービス利用等に関する支援（苦情を含む）」は全相談件数の約39%を占めており、結果として「福祉サービス利用等に関する支援（苦情を含む）」と「家族関係・人間関係に関する相談」、「権利擁護に関する支援の相談」の3項目で全体の75%を占める結果となっています。詳細の内容は配布資料に記載しています。

令和4年度も昨年に引き続き相談の状況は新型コロナウイルスの感染状況に影響された一年となった印象です。支援方法の項目別では関係機関の項目が減少している理由は、相談支援専門員やサービス提供事業所からの当センターへの相談や協力依頼の減少が原因と考えています。傾向として新型コロナウイルスの感染状況が拡大すると相談支援専門員が自宅へ訪問することが難しくなります。感染拡大のピーク時はもちろん、それ以外でも一部の相談支援専門員から訪問を取りやめ電話でのモニタリングをして欲しいと利用者から希望されていると報告があり、コロナ禍で相談支援専門員が自宅へ訪問する機会が減少していることで、利用者や世帯の課題や問題を察知しにくくなり、結果として相談支援専門員から当センターへの相談や協力依頼が減少したためと考えています。

当センターが参加する会議、または主催する会議についてです。68頁をご覧ください。

基幹相談としての業務の一つとして門真市全体の連携力強化を目的に様々な会議や打ち合わせ、イベントなどに152回参加しています。今年度の特徴として、これまで定例で参加している会議から発展した新たな検討会や会議の中で地域課題の検証を行い、解決に至るための手段を検討をしています。

各関係機関の支援の方向性を共有する目的で、各機関が作成している個別支援計画や個別の教育支援計画、サービス等利用計画などを各機関が共有する取り組みをサブ協議会で提案し、サブ協議会ワーキンググループを立ち上げて、各事業所が作成する計画の共有の実施について検証を継続しています。

それ以外で令和4年5月には門真市の介護支援専門員の資格更新に受講が必要となる法定外研修に精神障がい者の当事者団体である門真クラブが参加し、47名のケアマネジャー、3名の地域包括支援センター職員に対して精神障がいの当事者が参加しての精神障がいの理解促進を実施することを行いました。当センターは精神障がいの理解促進の開催協力に加えて、同会へ職員と講師を派遣し、同会に参加しているケアマネジャーや包括支援センター

職員へ介護保険と総合支援法の違いについて講義を実施しました。

高齢分野の包括ケア会議（全体部会）の研修会への当センター職員を講師として派遣し、障がいの制度や社会資源について報告を行いました。また就労啓発イベントのエル・フェスタ in 北河内西にて当センター職員が総合司会を務めました。

その他に児童発達通所事業所連絡会発達通所支援事業所フェアへの開催協力に加えて就労部会と協働し、同フェアへ学校卒業後の支援に関するブースを出店するなど、基幹相談が求められている地域に向けて様々な発信や地域づくりを取り組むことができた点は評価できると考えています。

サブ協議会では、アクト大阪が主催の発達障がい者地域支援力向上事業の支援を受けてQ-SACCSという地域支援システムの簡易構造評価ができるツールを使用し、門真市の次の支援へ繋ぐ力を検証しました。当センターもサブ協議会事務局の一員として取り組み、当センターが中心となりQ-SACCSを各専門部会へ周知し、地域の連携力、繋ぐ力の評価ツールとして活用し専門部会全体で地域課題の検証する取り組みに協力しました。

後ほどの「令和4年度発達障がい者地域支援力向上事業の活用と報告」の資料にて詳細を説明させていただきます。

続きまして、計画相談等に対する指導・助言など後方支援業務についてです。69頁の下段をご覧ください。

相談支援専門員の後方支援・スキルアップにむけた活動として、門真市内の相談支援専門員従事者研修のインターバル研修受講者の受け入れを当センターが全件担っております。令和4年度は研修実施回数27件、実人数14名と多くの研修受け入れを行いました。

後に相談全体の総括でも報告しますが、障がい福祉課が作成した計画相談マニュアルは当センターも作成協力しており、そのマニュアルを使用し令和4年7月に相談支援専門員への研修を相談支援連絡会にて開催しています。

それ以外の指定特定相談支援事業所等に対する指導・助言は175件となっており、中には基幹相談の後方支援業務として当センター職員がカンファレンス等に参加しています。

このように地域の相談支援体制充実にむけた当センターの活動は評価できると考えています。加えて地域の支援機関に基幹相談の存在と役割を十分に周知できていると考えています。

以上が基幹相談支援センターの報告です。

続いて虐待防止センター業務についてです。議題4の障がい者虐待防止法に係る対応状況についてご報告させていただきます。

資料 2 - 3 の 70 ページの下段をご覧ください。

当センターへ通報もしくは情報提供された相談実件数が 28 件と なっています。この内 10 件が虐待認定され、残りの 18 件が虐待の 事実が確認されない、もしくは判断に至らずとなっています。

虐待認定された 10 件の内訳は 5 件が養護者虐待です。養護者が 同一となる兄妹ケースを含むので被虐待者の人数は 6 件です。残 りの 4 件が施設従事者虐待となっています。

令和 4 年度新たに通報があった中で、養護者虐待と新規で認定 されたケースがなく、6 件とも令和 3 年度からの継続支援のケー スとなっています。虐待者と被虐待者を分離したケースや虐待者 本人への支援構築などを行い虐待対応として終了したケースが 3 件。令和 5 年 3 月 31 日時点で介入を継続しているケースが 3 件と なっています。

施設従事者虐待の虐待認定された 4 件のケースの内訳は 3 件が 令和 4 年度に通報があったケースです。残りの 1 件は昨年度から の継続ケースとなっています。この 4 件の内の 1 件は利用してい たグループホームから退去し虐待としての対応が終了となったケー スです。それ以外の 3 件は現在も同事業所を継続して利用して おり、行政による指導に加えて改善計画書の提出、改善状況の進 捗確認を行うことで、被虐待者が安心安全に利用できる状況を確 保しています。

以上が、虐待防止センターからの報告です。

続いて相談支援全体の総括です。

門真市基幹相談支援センターの令和 4 年度の活動状況を総括す る上で、当センターだけの個別支援の相談活動を評価するのみで はなく、相談支援体制について、行政や各相談支援事業所など 様々な関係機関を巻きこみ、地域の課題把握や課題解決の取り組 みをどのようにしてきたかが評価の対象と考えています。

相談支援専門員の質の向上を目的として、門真市の計画相談マ ニュアルを当センターが協力し障がい福祉課が作成し、門真市独 自のマニュアルを完成することができました。そのマニュアルを 使用し令和 4 年 7 月に相談支援専門員への研修を相談支援連絡会 にて開催しました。それ以外では当センターが実施している相談 支援専門員従事者研修のインターバル研修にも取り入れ有効活用 しています。相談支援事業所新規開拓の訪問時にも活用していま す。

インターバル研修に参加している相談支援専門員へ配布してい るため、相談支援専門員の従事者本体研修を実施している法人か ら参考資料として相談支援専門員従事者研修に使用することを了 承してほしいと打診があったため了承しています。門真市での相

談支援専門員の質を高める取り組みが様々な場面で評価されていると感じています

門真市において児童の計画相談の支援機関ネットワークが成人に比較して不十分な状況にあったため、こども発達支援センターや放課後等デイサービス事業所と相談支援専門員の連携強化を目的に障がい児相談支援の計画相談に特化した相談支援事業所連絡会を立ち上げました。令和4年度は2回開催し、令和5年度も引き続き開催する予定です。児童を担当する相談支援専門員が専門療育の内容について、専門的なアドバイスや助言などを求めることができなかつたり、孤立している状況を改善していく土台ができたと考えています。

計画相談の体制の現状について、令和4年度は障がい福祉課と相談支援連絡会が協力し指定特定相談支援事業所の新規開拓に努めました。相談支援事業所の新規の開拓を介護支援専門員連絡会、訪問看護事業所連絡会、通所事業所連絡会である門真市の福祉を考える会、児童発達通所事業所連絡会、グループホーム連絡会に対しておこないました。

その活動により1つの法人が年度中に事業所を立ち上げ、令和5年度中にも複数の事業所が立ち上がる予定となっています。その他でも立ち上げに関心を示している事業所もあり大きな成果と考えています。ただ新規の利用者数も同等以上に増加しており、人材不足は一部改善したものの相談支援専門員の人材不足の根本的な解消には至っていません。

全体の相談業務から把握した地域課題についてです。令和4年度は利用者、事業所とも長期にわたってコロナ禍での生活に徐々に慣れ、コロナ感染者の事業所内発生を経験している事業所も多く、本人や保護者も冷静に対応できており、相談支援専門員が非感染者の代替えサービス等の対応に苦慮したとの報告はありませんでした。

しかし感染者数が令和3年度のピーク時の何倍にも増えたことで通所事業所やグループホームでの感染が相次ぎ、特にグループホームでは感染者が発生した状況下で、陽性者と陰性者を同時に支援するための支援者不足の問題が顕著に表れていました。この期間中に各グループホームにて支援体制が構築できず、陽性者のグループホーム利用者を保護者宅へ帰宅させざるを得ない状況となった報告や発熱等の症状がない陽性者の支援者が陽性者の利用者と濃厚接触者の利用者の支援をする状況の報告も受けており、コロナ禍でのグループホーム支援が非常に困難であったと報告が出ています。

計画相談から当センターへ陽性者や濃厚接触者の支援について

社会資源の情報提供を求められることが多くありました。障がい福祉サービスで支援できる体制を確保することが困難でサービスの調整が難かったことが印象に残っています。

また、コロナ禍による在宅支援を継続している就労継続支援A型や就労移行支援事業所と支援方針の在り方について相談支援専門員から複数相談がありました。

一部の大阪市内の通所事業所において感染状況が落ちついている状況においてもコロナ禍による感染防止の観点から通所施設として在宅支援を継続しており、その中には電話やZoomによる安否確認と状況確認が主で支援実態が少ない状況となっている事業所があります。

利用者生活面の観点からは支援が成立していない状況となっているにも関わらず、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金や在宅支援の支援報酬をベースに支援を継続している事業所があります。

これらの事業所は支援目標が給与確保や作業報酬が主になっており、従来の就労能力向上や生活能力向上を目的としている支援者と一緒に支援チームとして共通認識を持つことや支援の目標で連携することが難しく、一部の相談支援専門員から該当する事業所の計画相談の作成を辞退したいと申し出ているケースも一部みられており新たな問題となっています。

加えて昨年と同じ課題となりますが、ヘルパーの人材不足によりサービスの利用調整が困難との報告が相談支援専門員から当センターにあります。

特に移動支援はコロナ禍でサービス利用のキャンセルや利用控えが長期間続いたため、登録ヘルパーが十分な仕事を確保できず自身の生活を守るため業界離れが発生しています。事業所もヘルパーを十分に確保できず移動支援の事業を縮小した事業所も見られています。

新型コロナウイルスが5類に移行し、利用再開したとしても一度離れた人材が戻ってくる目途はなく、登録ヘルパーの人材確保が更に困難となったとサービス管理責任者から報告があります。Withコロナの生活スタイルでも障がい者があたりまえに地域で生活していくためにはガイドヘルパーの人材確保が必要となっています。

最後にまとめです。門真市の特徴であるサブ協議会を中心とした地域協議会のネットワークが機能し、今回のQ-SACCSを使用した取り組みやサブ協議会ワーキングが有効に実施できている要因の一つが相談支援専門員の日々活動と相談支援連絡会が機能していることと考えています。

これらのネットワークの要となっている各相談支援の充実は、門真市の障がい福祉が更に充実していくために必要不可欠と当センターは見立てています。

この門真市の相談支援における地域課題は相談支援に従事する人数が足りていないことにあります。これは計画相談の相談支援専門員の人数だけでなく、基幹相談や委託相談にて相談業務に従事している職員も当てはまります。

同人口割合で全国の市町村平均と比較した場合、知的障がい者手帳の所持している人数の割合がおおよそ1.25倍以上。精神障がい者手帳の所持している人数はおおよそ1.3倍以上です。今回の協議会資料の最新データで計算したところ精神障がいの割合は全国平均の1.4倍になっていました。

精神の自立支援医療の受給者数はそれ以上の倍率となっている門真市において、国のモデルと同等の相談支援体制で維持するのではなく、門真市独自の相談支援体制を構築していく検討が必要と考えています。

精神障がい者手帳所持者数で具体的な人数が明確な北河内の他市と比較させていただきます。令和4年度の北河内の市町村で精神障がい者の1,000人に対する割合を出したところ、門真市は14.3人、守口12.0人、枚方市10.7、大東市10.1人、一番割合が低かった四条畷市は8.9人です。大阪市と堺市を除いた大阪府下では10.5人です。

門真市は人口1,000人あたりの精神障がい者の比率が四条畷市の1.5倍です。2位の守口と比較しても1.2倍です。全国と比べて精神障がい者の比率が高いと言われている大阪府下と比較しても1.36倍です。

これらの状況を踏まえ、門真市障がい者地域協議会において、相談支援事業報告の評価だけに留まらず、今後の相談支援体制の展望や発展、相談体制の充実に向けた検討や方針決定が成されることを期待しています。以上が門真市障がい者基幹相談支援センターえーるの報告となります。ありがとうございました。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの相談支援事業所からの報告につきまして、何かご質問、意見等ございましたらよろしく願います。如何でしょうか。

(L委員)

委託相談、基幹相談から頑張っている内容を聞かせていただい

て、私たち当事者の生活を支えていることはよく理解できたのですけれども、この計画で私たちは実際にかかわっている事業所は計画相談の事業所が多いので、計画相談の事業所が何人相談支援専門員を配置されていて、支援の実態でモニタリング何件、計画何件を書かれたのかという数値をいただくと、私達はサービスを契約ができるというサービスになっているけれど、なかなかサービスを選ぶという情報がないんです。ですので、いつも毎回、委託の相談事業所の報告を聞かせていただくんですけど、本当に生活に密着して関わっている人の計画相談の事業所の数も知りませんし、どれだけの方の計画をたてられているのかも知らない。もしよければ、数値を教えてくださいと思います。

それと虐待のところなんですけれど、虐待がどんな虐待で、ネグレクトなのか、金銭なのか、虐待の種類を教えてくださいと思います。基幹相談から課題として移動支援のマンパワーを言っていたんですけども、やっぱり一番強く言っているのが相談事業所の充実ということなんですけど、私たちはもちろん相談支援の充実は必要なんですけど、暮らしに関わるということは事業所の内容が良く分かって、尚且つ移動支援であったり、行動援護であったり、重度訪問介護が使えると言っている事業所が本当になんていうんです。そこの充実をもう少し協議するような、どうとられて事業所を門真市に配置するのかというのを協議して頂けたとすごく思っています。以上です。

(会長)

3点につきまして、事務局お願いします。

(事務局)

はい、ご質問ありがとうございます。まず相談支援事業所に関してです。門真市の相談支援連絡会に加入している計画相談の事業所が17件です。内訳は門真市内の事業所が13件、他市が4件となっています。この17件が障がい福祉計画に記載されている計画相談の実績数を担当しています。一部、相談支援連絡会に加入していない他市の計画相談の事業所であったり、入所施設利用者を担当している計画相談など例外はありますが、大半が17件の計画相談事業所で作成しています。

17件中、門真市の13件の内訳です。13件中8件が高齢系が母体の計画相談の事業所となっています。これが門真市の特徴となっています。先ほどの報告にて様々な事業所連絡会へ相談支援事業所新規開設の提案をしたと報告しましたが、介護支援専門員協会など高齢系は非常に前向きに協力してくれています。

障がいの通所事業所が母体の計画相談事業所が3件、委託の相談支援事業所が母体の計画相談支援事業所が2件。訪問看護事業所についても高齢でカウントしていますが、元々の提案は訪問看護事業所連絡会だった計画相談の事業所が1件あります。それに対して、先ほど児童の連携についての課題をお伝えさせていただいたかと思いますが、児童発達通所事業所連絡会からは0件となっています。ゆあーずという他市の事業所は相談支援連絡会へ加入して頂いていますが、門真市の児童の通所事業所連絡会からは残念ながら1件も事業所が立ちあがっていません。この部分の充実が今後の門真市の課題と私は考えています。

立ち上げに向けた相談件数は増えてきていますが、それ以上に新規のサービス利用希望者の増加が多く、計画相談の充実した支援にまで至っていないのが現状です。

虐待の質問の回答です。虐待の種類です。養護者虐待の被虐待者6名の内訳です。身体的虐待が5件、ネグレクトが1件です。

施設従事者虐待の4件の虐待の種類です。4件とも身体的虐待となっています。合計した全体のする意別件数は身体的虐待が9件、ネグレクトが1件となっています。

L委員、残り一つの質問内容をもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

(L委員)

移動支援、行動援護、重度訪問介護など、私たちの暮らしに必要なサービスの事業所をどう周知していくかという協議していただけているのか。

(事務局)

相談支援専門員に対してでよろしいでしょうか。

(L委員)

別に相談支援でもサブ協議会でも他の協議会でも実施しているところがあれば。

(事務局)

まず地域の社会資源の有効活用という点においては、相談支援専門員に地域の社会資源をかつ伝えていくかだと考えています。当センターが相談支援連絡会の事務局を担っており、連絡会にてオンラインサーバーを使用してネット上のストレージを活用し、相談支援専門員がいつでも事業所のパンフレット、活動写真、中には動画も入れています。そういった情報が利用者宅で見れる体

制を作っています。ただL委員が話していた居宅系のサービスについては最新の情報を集めることが難しい現状があります。

居宅の事業所からヘルパーの空き情報の一覧をいただけることがあります。そのような情報は先ほどのツールであるワンドライブへアップロードやメール等で相談支援専門員へ周知しています。

その空き情報をもとに相談支援専門員が居宅の事業所へ問い合わせする体制は作っています。ただタイムリーな対応が難しく、次年度に何らかの形で居宅や短期入所など、タイムリーな情報が必要なサービスの空き情報の把握と周知方法について検討が必要と感じております。

(L委員)

よろしいでしょうか。

最後のところにおいては相談員に対して言っているのではなく、この協議会として協議していただけたらという課題の一つで、相談支援の充実というところだけでなく、暮らしを支える事業が不足していることが大きな課題で私たち当事者が実際に困っているんだよということを経験して協議会で協議するものではないかということを書いて、先ほど事務局が言っていたことは当事者には全く見えないことで、実際困ったときに担当の相談支援専門員に連絡するのみで、その人がきっちり情報を伝えられるかと言ったら、うまく担当の方とコミュニケーションと取れない状況にあったりするんで、当事者が見えるものが何もない。口頭で17事業所ですと言われたんですけど、ここで聞いたことでしかないんで、みんなが見える形で、どんな事業所がどの様な形で支援をされていて、何人抱えてやっていますよという形を求めているものです。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。非常に貴重なご意見だと思います。障がい者計画、障がい福祉計画というのは、どのように当事者の方の生活を守っていくのかということに主観がありますので、まず最初に介護保険が何が良かったのかといいますとサービス利用者の方に情報提供をするという基本理念の下で、どのようにサービスが展開されているのかということが明確にされています。そのあたり創意工夫を私の方からお願いさせていただき、L委員に対しましても今後の協議会の中でも議論していただけたらと思います。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

(H委員)

先ほどのL委員の質問に少し補足なんですけど、別の角度で事業所側から意見ですけれども、うちの法人も移動支援や日中一時支援などの事業をさせていただいています。相当昔から事業をお受けさせていただいているのですけれども、地域生活支援事業の中における移動支援の報酬単価が、今年度上がったものの、その上昇率は10数年前と比較しても低いことが一点、にもかかわらず人件費が非常に上がってきている。そのため移動支援におきましてはやればやるほど事業所は赤字といった構造的な課題がある。今ここで議論することでは無いかもしれませんが情報提供としてです。

(会長)

はい、H委員のご意見も非常に重要なことなのですが、これは門真市だけで対応できることではなく、国の対応も必要となってくることで、このあたりの単価の話であるとか、あと非常に気になることなのですが、高齢でも議論されているのですがヘルパーへ同行するボランティアの人々の人員確保が非常に難しい。相談員の確保も難しい。計画的に本当に福祉人材を確保していくのかというのを総合的に国も考えないといけない、大阪府も考えないといけないことなんですけど、そのあたりも含めて、この協議会の中でも議論できる内容は議論させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか

(B委員)

精神障がいの方の退院支援事業を各市で進めていただいていると思うのですが、近隣市には精神科病院がなくて、大阪府のかなり南の病院に入院中の方々が門真市に退院したいと思っても門真市の支援者が病院への面談とかに遠方なので行けないことがあると思います。

最近各医療機関等で面会や会議等でオンラインを取り入れてくださってはいますが、退院支援のためには精神障がいの方に直接会う方がいいと支援者の皆さんは思っていると思います。保健所でも退院支援を進めたいとは思っていますが、保健所ではできないことも多くて、こんな方法があれば、もっと円滑に退院支援ができるのではないかなど大阪府の退院支援事業をしているところにご意見をあげていただけたらと思っています。

(会長)

非常に貴重なご意見、ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。はい、他にないようでしたらこの議案につきましては終了とさせていただきます。

続きまして、議題⑤、令和4年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは私より、議題⑦令和4年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績についてご説明いたします。

本日A3サイズでお配りした資料3-1をご覧ください。

本市には、本協議会をはじめ、サブ協議会、サブ協議会を取り巻く7つの部会があり、それぞれに年度ごとにテーマを決めて会議を開催しております。

部会ごとに、開催時期、開催回数も異なっており、毎月あるいは2か月に1回程度の開催が多くあり、会議テーマが多岐にわたる部会では、年20回になる部会もあります。令和4年度の各部会の会議テーマと今後の課題、会議参画機関につきましては資料に詳細を記載しておりますので、ご確認ください。

令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染防止対策を講じた上で対面での会議やオンライン会議を感染状況に合わせて開催が行われていました。

令和4年度の特徴的な活動内容といたしましては、大阪府の発達障がい者地域支援力向上事業の活用を行い、各部会・分野ごとに地域課題を検討・抽出いたしました。具体的な取り組み内容については、引き続き事務局より取り組み内容の報告をいたします。

資料3-2、81ページですね。「令和4年度発達障がい者地域支援力向上事業の活用と報告」の資料をご覧ください。

令和4年度、サブ協議会と各専門部会にて取り組みをした活動報告となります。

81ページをご覧ください。81ページの下段が基本的な門真市障がい者地域協議会全体の役割の説明です。門真市障がい者地域協議会の特徴は目的別の7つ専門部会が10つの会議で構成されています。その専門部会の代表や主要機関職員が集まり年間10回の頻度でサブ協議会が開催されています。本協議会を含めた3層の組織が連動し、地域の課題抽出や問題提起、問題解決に向けた検討を行うネットワークとなっています。

82ページをご覧ください。門真市障がい者地域協議会の現状と対策を記載しています。門真市障がい者地域協議会 サブ協議会や各専門部会は個々で活発に活動しており、それぞれの支援者が各分野の課題を認識している反面、市全体としての課題が整理し

きていないところがありました。

1例をあげます。知的障がいを伴わない発達障がいの場合で、児童期は学校での配慮や支援を受けていた方が18歳となり、障がい者手帳を取得していない場合、精神科等への受診が無ければ障がい枠に当てはまらず、障がい者の支援機関に情報提供されることがありません。この対象者の児童期と成人期の課題について説明します。

幼少期の健診や小中学校の先生による気づきから放課後等デイサービスなどの支援に結びついたものの、中学や高校になり友人関係やクラブ活動を理由に利用を中断するケースは軽度の障がい児で良くあります。

このような方の中で障がい者手帳の取得がなく、定期的な精神科の受診がなされていない場合、18歳までは児童の支援機関によるフォロー体制がありますが、18歳のタイミングで関わりがあった支援者が担当から外れ、これまでの支援情報は障がい者の支援機関に情報が引継ぎされることなく、途切れてしまう地域課題があります。

また、就労部会など成人の専門部会では、学生時代は決められた枠の中での生活だったため多少の不適応があったものの無事大学卒業までたどり着き、就職したものの職場ではマルチタスクが求められ、指示を正しく理解できず混乱してしまい周りの同僚の仕事についていけない、職場での人間関係に適応できず体調不良となり離職するケースがあります。中には二次障害を発症してしまい、引きこもりとなるケースなどの問題があげられています。離職後、自宅へ引きこもり数年が経過し、もしくは10年以上経過し問題が大きくなってから障がい分野の相談窓口に繋がるケースが見られています。

このようなケースの中には、幼少期に何らかの形で発達のデコボコを指摘され、一時的に支援を受けていたと後々聞くことがあります。先ほど児童期の地域課題にあった対象者が成人期で問題が大きくなってしまった後に支援に繋がっています。

このように児童、成人での各分野での課題は把握されており、その分野においては課題の解決に向けた議論がなされているものの分野の枠を超えて課題解決までに至っていない状況が門真市障がい者地域協議会の専門部会の現状でありました。

門真市の支援機関の連携力が高いことを毎年の報告で述べさせていただいています。その先にあるライフステージを超えた連携力に加え、それぞれの地域課題の共有、その地域課題解決に向けて各分野の専門部会が協力できることを模索していける体制づくりが門真市障がい者地域協議会には必要であるとサブ協議会の事

務局会議で至りました。82ページ下にある社会福祉法人杉の子会のアクト大阪が実施する発達障がい者地域支援力向上事業を活用し、資料にある3つの目的 ①門真市の取り組みの強み・特色を確認する。②地域全体の支援体制の課題を明らかにする。③サブ協議会だけではなく、各部会で課題抽出を行う際のツールとして活用し、各部会の地域課題を検証・検討することをしました。

83ページは一般的なQ-SACCSの説明です。日本語訳は発達障害の地域支援システムの簡易構造評価という名前です。

市町村の支援体制が見える化することで、現状の支援の繋ぎにおける強みや課題を明らかにできる・うまく機能しているところと、課題が残るところを知ること、発達障がい児者支援の充実に向けて、次に必要なこと把握するためのツールです。83ページ下と84ページ上は一般的なQ-SACCSの表です。横軸を時間軸いわゆるライフステージの移行での支援者の繋ぎ、縦軸を同じ時間軸で日常生活の場面から専門職への支援者間の繋ぎとなっており、この繋ぎの評価をしています。

門真市ではこの表をベースに児童と成人に分けて門真版のQ-SACCS表を作成しました。まずは発達障がいの支援の繋ぎの評価だけでなく、門真市で生活する全ての障がいのある方が生活する上での支援の繋ぎにポイントおきました。

加えて特に成人期の部分は児童期と比べてライフステージごとに分けることが難しいため、就労・相談・日中活動など様々な生活の場面における繋ぎの評価から見える課題を洗い出し、85ページのように具体的な地域課題として記入する枠を設けました。従来の表の上の部分に地域課題の枠を設けた感じですね。

85ページ下は児童期のQ-SACCSです。この作業を門真市障がい者地域協議会の各専門部会で行い、各専門部会の代表が参加しているサブ協議会にて全体の集約作業を行いました。

その成果を86ページ以降のまとめ①～③へ記載しています。まとめ①がこの作業を行うことで得られたものです。

- ・門真市の支援力の強みを改めて確認できた。
- ・専門分野以外の活動や地域課題を確認できた。
- ・切れ目ない支援を行うための強み、弱み（課題）が見える化できた。などがあります。

まとめ②③が発達障がい者地域支援力向上事業を活用し、門真市独自の表と手法を使用して見えた支援の繋ぎの課題です。

①が児童発達支援事業所から放課後等デイサービスへの情報提供、支援学校卒業時の放課後等デイサービスから通所施設への情報提供の在り方について。

②が介護保険移行時の引継ぎについて。介護保険制度の把握、引

継ぎのタイミングで何をしないといけないかのフローチャートの作成であったり、情報提供の窓口の明確化が必要などとなっています。

③が就労支援体制について。特別な配慮や支援が必要な手帳不所持者の離職時のフォローする体制の把握と連携について。

④が一度、療育等につながった後に支援から離れてしまった児童へのフォロー体制の検証と課題。

⑤が別の支援における関係機関の連携強化、支援チームの構築について。個別支援計画、教育の個別支援計画、サービス等利用計画の相互共有ができていないことが地域の課題としてあがりました。

先ほど説明をしました児童期の支援が途切れてしまった児童の地域課題が⑤です。その課題が③の就労支援体制についてに記載されている。③⑤の課題を各分野というかライフステージの支援者がお互いに共有しながら、門真市のこのような地域課題があり、それに対して自分たちは何ができるのかというスタンスで地域協議会全体で解決に向けたアプローチしていく。各専門部会で検討していく土台ができた形となっています。

これらの地域課題を専門分野の枠を超えて、地域全体で解決に向けた協議を行っていく作業を令和5年度以降で行う取り組みを調整しています。

以上で令和4年度門真市障がい者地域協議会部会の報告を終わります。以上です。

(会長)

ただいまの報告について、何かご質問、意見等ございませんか。

(L委員)

会議に出席されている方は、課題が見えて、この箇条書きでもわかると思うんですが、このまとめを聞いても、課題や見えたことに対するフォローなどがよく理解できないのと、以前から言っているように、協議会の各部会の課題が色々なところにたくさんの課題が出てしまっていて、この協議会で一つ目的を同じくして、課題解決に一步進むものが一つもあがってこないの、私は自立支援協議会の時代から、C委員と一緒にずっと席を置いているんですが、部会の議事録などを全く見せていただけていないんです。だから、課題が何々と、就労アセスメントについて、いろんな取り組みをされたんだなというのはわかるんですけど、中身は全く見えなくて、今のまとめでも私にはさっぱりわからないのが現実です。もう少し、この協議会で、何を検討したらいいのかとい

うところに紐づけたものを、このサブ協議会であったり、地域協議会が議題を取りまとめて、あまりにも大きく広げすぎずに、私たちにも見える化して、委員自体がこのサブ協議会や部会の内容がよくわからないのではないのかと思っています。どうしたらいいのかな、議事録をいただくのか、取りまとめていただくのか、その手立てがわからないのですが、この内容では私たち当事者としては何も見えていないことをご報告しておきます。

(会長)

この点について、事務局からございませんか。

(事務局)

門真市全体の専門部会がどのように活動しているかについては、こちらの一覧表で報告させていただいています。ただ、これだけでは不十分というL委員からのお話にもありますように、門真市の地域協議会のネットワークは大規模な範囲になっています。そのネットワークの範囲を限られた時間の中で報告していますので、実際に把握することは非常に難しい内容になっています。実際、協議会にあげて、議題を解決するものもあれば、専門部会同士が枠を超えて、専門部会同士が地域課題にアプローチをしていく。先ほどの報告でもあげたように、就労部会と児童専門部会が重なって、発達事業所フェアに就労部会のメンバーが参加し、児童期の親御さんが参加される放デイフェスタみたいなところで就労部会のメンバーが卒業後のブースを作って、理解を進めたりであったりとか、連携に関しましては、各専門部会があの手この手で地域に発信を行っている形になっています。協議会の報告については、この一部の報告になっているのと、各専門部会の連携だけでは解決できない問題、先ほどあった移動支援の問題や相談支援専門員が足りない問題など、そのような地域課題については幾度とあげさせてもらっています。非常に難しい問題ですが、その課題に対して、地域協議会として何ができるのか、先ほどの相談支援体制もそうだと思います。相談が足りないところに関して、課題はあがっているのですが、この協議会でそれをどうアプローチしていくのかについても本協議会で検討していただければ、相談支援事業所としては、非常に先の見えない相談支援体制についても考えていけると思っています。以上です。

(会長)

L委員、何かございませんか。

(L 委員)

障がい者地域協議会は、障がい者の当事者の暮らしを考えてくださる協議会なのではないでしょうか。相談支援のことを考える場でしたか、というようなクエスチョンが頭の中に浮かんでしまって。前回もお伝えしましたが、協議会の部会が既にある障がい特性の集まりでスタートしています。元々集まりがあった知的障がいの連絡会、精神の連絡会、子どもの連絡会というような部会であって、その障がい者の暮らしや権利をきちんと部会で、もう一度編成してもらって、その障がいの当事者が門真市でどうやって暮らしたら権利を守られて、その人らしく生きていけるのかということについて、何回も協議してほしいといつもお願いしています。頑張りどころが多岐に渡っていて、こんなに課題がたくさんあって、確かに頑張ってくださいのはよくわかるですが、当事者にはどんなサービスがあって、そのサービスが必要であって、求めても使えない。ヘルパーさんがほしいと言っても、いらっしゃらない状況で、暮らしが成り立たない状況です。そうすると、家族の負担にしかならず、国は水道に例えると、水道管を全国に整備してくださっているけれど、蛇口が門真市になるので、私は病院もまだ親が連れていっているのに、サービスが使える息子でありながら、サービスに届かない状況です。蛇口がないので、その蛇口を作ってほしいんです。それを心から願っています。地域拠点も早々と整備されましたが、全く面的整備ではなく、多機能型機能で、一事業所がやっておりますので、非常に広がりがなく、実際に当事者が地域拠点の使い方もわからない、門真市のホームページで地域拠点の使い方と調べても出てこない状況なんです。なので、委員をしている私でさえ、委託相談と計画相談が分かれていることも、私は知っているけれど、当事者は知らないということがあって。福祉サービスの使い方を契約と言われながら、わからないまま進んでいく。門真市に住んでいる障がい当事者はすごく不利益を生じていると思うので、もう少しわかりやすく、協議会はここしかないんです。自立支援協議会がない市なので。当事者のことをもう少し頭に浮かべながら、会を進めていただきたいと思っています。

(会長)

この点について、事務局からごさいませんか。よろしいですか。おっしゃるとおり、当事者の方の生活支援を行う計画の今後です。ただ、時間が限られている点と、これは包括的な議論をする場面ですので、細かい議論が難しい場合もあります。できました

ら、各部会や事務局を通じて、共有をお願いしたいと思っています。ありがとうございます。

特段ないようでしたら、この議論については終わりにしたいと思います。

(会長)

それでは、議題⑥、障害者優先調達推進法に係る令和4年度の実績状況及び令和5年度の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、私より、議題⑥、障害者優先調達推進法に係る令和4年度の実績状況及び令和5年度の予定について、ご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。

障害者優先調達推進法につきましては、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的とし、平成25年4月1日に施行されております。

令和4年度の実績につきましては、資料4-1の通り、物品は2,592,056円、役務は3,491,044円となっております。

内容としては、物品につきましては、庁内8課から市内6施設に対し、エコバック、ハンドタオル、ポケットティッシュ等、役務につきましては、庁内4課から市内2施設に対し、街並み美化推進業務等を発注したものです。

また、平成25年の法施行からの目標と実績につきましては、資料4-2のとおりとなっております。物品、役務ともに目標を上回ることができました。

なお、障害者優先調達推進法第6条におきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、資料4-3のとおり、令和5年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を令和5年5月31日に制定し、同日より市HPにて公表を行っております。

令和5年度につきましては、調達目標として、物品は209万2千円、役務は352万6千円と設定しており、物品につきましては、現時点におきまして、産業振興課にて、シール貼、チラシ挟み込み、教育総務課、保育幼稚園課、環境政策課にてゴミ袋の発注等、役務につきましては、環境政策課にて市内全域での違法屋外広告

物簡易除却及び清掃活動、喫煙所清掃業務、産業振興課にて消費生活センター清掃業務、管財統計課にて南部地域整備用地の除草業務が予定されております。

今後につきましても、令和5年度の調達目標の達成に向けまして、障がい者就労施設等と一層連携を密にするとともに、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

障害者優先調達推進法に係る令和4年度の実績状況及び令和5年度の予定についての説明は、以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、本日の議題はこれで終了となりますが、委員の皆様の中でその他、何か報告等などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

はい、それでは本日の議題は以上になります。今後の会議の予定等を含め、事務局の方で説明をお願いします。

（事務局）

会長、本日の進行ありがとうございました。

事務局より今後のスケジュールをご説明させていただきます。資料1-4の中で、ご説明させていただきました通り、今年度中に予定しております、障がい者地域協議会は、本計画策定のため、今後10月、12月、2月の計3回を予定しております。

なお、第2回目の本協議会は、10月30日（月）14時より、門真市役所別館3階 第3会議室にて開催を予定しております。どうぞよろしく願いたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

皆様今後ともよろしく願いたします。

(会長)

ありがとうございました。長時間にわたり、ご審議いただき、また、貴重なご意見ありがとうございました。これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。皆様、今後ともよろしくお願いいたします。